

# 群馬県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱

制 定 令 和 2 年 3 月 6 日 蚕園第 3 0 3 3 9 - 2 号  
一部改正 令和 3 年 2 月 1 9 日 蚕園第 3 0 3 3 9 - 3 号  
最終改正 令和 5 年 1 月 3 0 日 蚕園第 3 0 3 3 9 - 2 号

## (趣旨)

第 1 知事又は農業事務所長（以下「所長」という。）は、群馬県農業の振興に資するため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和 4 年 1 2 月 1 2 日付け 4 農産第 3 5 0 6 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村等に補助金（事業実施主体または取組主体助成金を含む。以下同じ。）を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和 3 1 年群馬県規則第 6 8 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助対象事業及び補助率等)

第 2 この要綱による補助の対象となる事業、経費及び補助率等は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

## (補助事業者)

第 3 補助事業者（規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 市町村
  - (2) 群馬県農業再生協議会
  - (3) 交付等要綱第 4 の 2 の (2) に定める地域農業再生協議会
  - (4) 交付等要綱別表 1 の I の 3 及び II の 3 に掲げる事業実施主体
  - (5) 交付等要綱別表 2 に掲げる取組主体
  - (6) リース方式による農業機械等の導入に取り組む場合にあっては、リース事業者
- 2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

## (補助金の申請)

第 4 規則第 4 条第 1 項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業ごとに別記様式第 1 号により、知事又は所長が指示する日までに申

請するものとする。

(交付の条件)

第5 知事又は所長は、規則第6条の2の規定に基づき、交付の決定に次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 規則、この交付要綱、交付等要綱その他の産地生産基盤パワーアップ事業について定められた規則等に従うこと。
- (2) 補助事業者は、補助対象経費(事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (3) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させる場合があること。
- (4) 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第13条第4号の規定により農林水産大臣が定めた機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具であること。
- (5) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条の規定により定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」という。)であること。
- (6) 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事又は所長の承認を受けなければならないこと。
- (7) (3)の規定は、(6)の規定による承認をする場合において準用されること。
- (8) 補助金は、補助事業以外の用途にこれを使用してはならないこと。
- (9) 補助事業の遂行において第3の2に掲げる者(以下「暴力団等」という。)から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- (10) その他、知事又は所長が必要と認める条件

2 知事又は所長は、市町村以外の事業実施主体又は取組主体に対して補助金の交付を決定するときは、規則第6条の2に基づき、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。
- (2) 事業実施主体又は取組主体は、(1)により売買、請負その他の契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

(間接補助事業)

第6 補助事業者は、交付の目的に従って相当の反対給付を受けないで補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の間接補助金の交付をする場合は、第5の1の各号に掲げる条件に準じた条件を付すものとする。
- 3 補助事業者は、市町村以外の事業実施主体又は取組主体に第1項の間接補助金の交付をする場合は、第5の2の各号に掲げる条件に準じた条件を付すものとする。
- 4 第1項の間接補助金は、暴力団等に交付しないものとする。

- 5 補助事業者は、間接補助事業者が暴力団等であることを知ったときは、間接補助金の交付を取り消すものとする。
- 6 補助事業者は、間接補助事業者が暴力団員等から不当な要求行為を受けたことを知ったときは、県に報告し、警察に通報するものとする。

(着工)

第7 事業の着工は、規則第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、交付等要綱第6の2の規定に基づき交付の決定より前に着工する場合には、別記様式第2号により知事又は所長に届け出なければならない。

(変更承認申請)

第8 補助事業者は、規則第9条第1項各号に掲げる事項を行おうとする場合、別記様式第3号により申請するものとする。この場合において、規則同条同項第1号の知事又は所長があらかじめ認める軽微な変更は、別表の「重要な変更」の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(指示申請)

第9 補助事業者は、規則第9条第2項の規定に基づき知事又は所長の指示を求める場合には、事業が予定の期間に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事又は所長に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

- 第10 規則第10条に規定する報告は、補助事業に係る年度の12月31日現在において、別記様式第4号により当該年度の1月10日までに知事又は所長に提出するものとする。
- ただし、第11による概算払の請求をもってこれに代えることができるものとする。
- 2 知事又は所長は、前項に定める時期のほか、本事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(概算払)

- 第11 補助事業者は、規則第7条第2項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号を知事又は所長に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業者に交付すべき補助金の交付を受けた場合においては、当該補助金を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第12 規則第11条の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとする。
- 2 実績報告書の提出期日は、原則として事業完了後20日又は翌年度の4月3日のいずれか早い日とする。ただし、知事又は所長が別に指定したときは、指定された日までとする。

(額の確定)

- 第13 規則第7条第1項の規定に基づき確定する補助金の額は、次の各号により算出した額の合計額とする。
- (1) 補助事業者が事業実施主体又は取組主体である場合は、事業に要した配分経費ごとの実支出額に別表に定められている補助率を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
  - (2) 補助事業者が事業実施主体又は取組主体でない場合は、事業に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する事業実施主体又は取組主体の事業に要した実支出額に別表に定められている補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更

された額とする。)との最も低い額の合計額とする。

(消費税等仕入控除税額の取扱い)

第14 申請者又は補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱うものとする。

- (1) 第4の申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、申請者は、消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。
- (2) 第12の実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、補助事業者は、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。この場合において、知事又は所長は精算条件を付した上で消費税等仕入控除税額を含めて規則第5条第1項に基づく補助金の交付決定を行うとともに、消費税等仕入控除税額を除いて規則第7条第1項に基づく補助金額の確定(以下「額の確定」という。)を行うものとする。
- (3) 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額が確定し次第、別記様式第7号により速やかに報告しなければならない。この場合において、知事又は所長は、返還条件を付して額の確定を行うとともに、本号前段の報告に基づき消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により、知事又は所長に報告しなければならない。

(書類の保管)

第15 補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の耐用年数に基づく処分制限期間を経過しない場合においては、交付等要綱別記様式第10号による財産管理台帳その他の関係書類を整備保管しなければならない。

(補助金調書)

第16 市町村は、補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付等要綱別記様式第11号による補助金調書を作成しておかななければならない。この場合において、同様式の表に「国」とあるのは、「県」と読み替えるものとする。

附則(令和2年3月6日)

- 1 この要綱は、令和2年3月6日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、群馬県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱(平成29年4月3日付け蚕園第30339-1号)は廃止する。
- 3 2による廃止前の群馬県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

附則(令和3年2月19日)

- 1 この要綱は、令和3年2月19日から適用する。

附則(令和5年1月30日)

- 1 この要綱は、令和4年12月12日から適用する。

別表 1

補助対象経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p>交付等要綱に基づいて行う事業に係る次に掲げる取組に必要な経費</p> <p>国産シェア拡大対策</p> <p>I 推進事業</p> <p>1 麦・大豆 麦・大豆機械導入対策</p> <p>2 園芸作物 生産・流通支援のうち ア 生産体制合理化実践推進支援 イ 新素材活用生産資材の導入</p> <p>II 整備事業</p> <p>1 麦・大豆 ア 麦・大豆生産・加工施設整備対策 (ア) 乾燥調製施設 (イ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (ウ) 農産物処理加工施設 (エ) 種子種苗生産関連施設</p> <p>2 園芸作物 イ 生産・流通支援のうち出荷作業合理化実践支援 (ア) 集出荷貯蔵施設</p>	<p>I 推進事業</p> <p>1 麦・大豆 麦・大豆機械導入対策 導入する機械等の導入費用の1/2以内とする。</p> <p>2 園芸作物 生産・流通支援のうち アの事業 事業費の1/2以内とする。 イの事業 定額とする。</p> <p>II 整備事業 事業費の1/2以内とする。</p>	<p>1 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 補助事業者の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又は廃止</p> <p>3 補助対象経費の欄に掲げる取組の経費の事業費の30%を超える増又は補助金の増</p> <p>4 補助対象経費の欄に掲げる取組の経費の事業費又は補助金の30%を超える減</p>

別表 2

補助対象経費	補助率	重要な変更	
		経費の配分の変更	事業の内容の変更
交付等要綱に基づいて行う事業に係る次のⅠ及びⅡに掲げる取組に必要な経費  Ⅰ 基金事業 1 収益性向上対策 (1)整備事業 Ⅱに準ずる。  (2)生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等  (3)効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等  2 生産基盤強化対策 (1)農業用ハウスの再整備・改修 (2)果樹園・茶園の再整備・改修 (3)農業機械の再整備・改良 (4)生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5)生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6)全国的な土づくりの展開	Ⅰ 基金事業 1 収益性向上対策 (1)整備事業 Ⅱに準ずる。 (2)生産支援事業 ア 導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする。 イ 事業費の1/2以内（ただし、交付等要綱別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内）とする。 (3)効果増進事業 定額（1/2相当）とする。  2 生産基盤強化対策 (1)及び(3)の事業 事業費の1/2以内とする。 (2)の事業 事業費の1/2以内（ただし、交付等要綱別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内）とする。 (4)及び(5)の事業 定額（ただし、交付等要綱別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内）とする。 (6)の事業 定額（ただし、交付等要綱別記2に定める場合にあつては、別に定める単価に実施面積を乗じた額を上限）とする。  Ⅱ 整備事業 事業費の1/2以内（た	1 経費の欄に掲げる各項目の相互間における経費の増減 2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 補助事業者の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げる各項目の経費の事業費の30%を超える増又は補助金の増 4 経費の欄に掲げる各項目の経費の事業費又は補助金の30%を超える減

II 整備事業 1 整備事業費 2 附帯事務費	だし、交付等要綱別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内)とする。		
-------------------------------	---------------------------------------	--	--

文 書 番 号  
令和 年 月 日

群馬県〇〇農業事務所長 宛て  
（群馬県知事 宛て）

市町村長 氏 名

（ 取組主体  
所在地  
団体名  
代表者職氏名 ）

（ リース事業者  
所在地  
団体名  
代表者職氏名 ）

令和 年度群馬県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付申請書

このことについて、別紙のとおり事業を実施したいので、群馬県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱（令和2年3月6日付け蚕園第30339-2号）第4の規定に基づき、補助金の交付を申請します。



別記様式第1号（第4関係）別紙

1 申請額 金 円

2 事業の目的及び内容

令和 年 月 日付け蚕園第 号で承認があった産地パワーアップ計画のとおり

(注) 計画承認の事業内容から変更があるときは、「産地パワーアップ計画のとおり」を「産地パワーアップ計画の一部を別添のとおり変更し事業を実施します」とすること。また、変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載した変更後の産地パワーアップ計画書及び関連資料を添付して提出すること。

3 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国費 県費 市町村費 その他	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1	円	円	円	円	
2					
3					
合計					

#### 4 担保に関する事項

計画 (注)	No. (注)	対象物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (注)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

- (注) 1 計画欄は、産地パワーアップ計画の番号を記載すること。  
2 No. 欄は、産地パワーアップ計画の2の(2)に記載した番号を記載すること。  
3 融資名欄は、農林水産省の制度融資の場合は融資名の次に(制度)と、その他の場合は融資名の次に(その他)と、それぞれ記載すること。

#### 5 添付資料

- (1) 補助金の交付に関する規程等
- (2) 市町村以外の者が申請する場合は、申請者の定款・規約及び構成員名簿等
- (3) 取組主体からの消費税等仕入控除税額についての届出書の写し

## 消費税等仕入控除税額についての届出書

番 号  
年 月 日

群馬県〇〇農業事務所長 様

住 所  
名 称  
代表者等名

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者該当し(又は、する見込みであり)、消費税等仕入に係る税額については控除対象となりますので、補助金の消費税等仕入控除税額については〇〇〇円で申請いたします。

### 記

1 対象期間：自 年 月 日  
至 年 月 日

2 特定収入割合計算式

(注1) 当届出書の内容が該当する事業とは、以下の場合は考えられます

- ・課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える法人が事業を実施する場合
- ・資本又は出資の金額が1千万円以上の新設法人（社会福祉事業法第22条に規定する社会福祉法人を除く）が事業を実施する場合
- ・地方公共団体が特別会計を設けて事業を実施し、課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円を超える場合で、特定収入割合が5%以内となる場合
- ・課税事業者を選択する場合等

(注2) 事業実施主体が任意組合の場合には、別紙参考様式を添付する。

(参考様式)

構 成 員 名 簿

事業実施主体名			
所在地			
職 名	氏 名	住 所	課税区分

※ 事業主体が任意組合の場合は作成する。

課税区分欄には、構成員の消費税の課税の区分により「課税」「簡易課税」「免税」のいずれかを記入する。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

群馬県〇〇農業事務所長 宛て  
（群馬県知事 宛て）

市町村長 氏 名

（ 取組主体  
所在地  
団体名  
代表者職氏名 ）

（ リース事業者  
所在地  
団体名  
代表者職氏名 ）

令和 年度群馬県産地生産基盤パワーアップ事業の交付決定前着工届

令和 年 月 日付け群馬県指令蚕園第 号で承認のあった産地パワーアップ計画に基づく別添の取組について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので、群馬県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱(令和2年3月6日付け蚕園第30339-2号)第7の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

(別添)

取組名	取組主体	施設区分	事業量	事業費	工事開始 予定年月日	しゅん工 予定年月日	理由

(注) 取組主体から市町村に提出された交付決定前着工届の写しを添付すること。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

群馬県〇〇農業事務所長 宛て  
（群馬県知事 宛て）

市町村長 氏 名

（ 取組主体  
所在地  
団体名  
代表者職氏名 ）

（ リース事業者  
所在地  
団体名  
代表者職氏名 ）

令和 年度群馬県産地生産基盤パワーアップ事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、別紙のとおり変更したいので、群馬県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱（令和2年3月6日付け蚕園第30339-2号）第8の規定に基づき申請します。

（注） 補助金の額が増加する場合は、「変更承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とすること。

別記様式第3号（第8関係）別紙

1 追加交付申請額 金 円

(注) 追加交付を申請しない場合は、この項目を削除し、以降の番号を繰り上げること。

2 事業の目的及び内容

令和 年 月 日付け蚕園第 号で承認があった産地パワーアップ計画のとおり

(注) 計画承認の事業内容から変更があるときは、「産地パワーアップ計画のとおり」を「産地パワーアップ計画の一部を別添のとおり変更し事業を実施します」とすること。また、変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載した変更後の産地パワーアップ計画書及び関連資料を添付して提出すること。

3 変更の理由

4 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国費 県費 市町村費 その他	円	円	円	円	
合計					

(注) 変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。



(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1	円	円	円	円	
2					
3					
合計					

(注) 変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

5 担保に関する事項

計画 (注)	No. (注)	対象物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (注)	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

- (注) 1 この項目に変更がない場合は、この項目を削除し、以降の番号を繰り上げること。  
2 計画欄は、産地パワーアップ計画の番号を記載すること。  
3 No. 欄は、産地パワーアップ計画の2の(2)に記載した番号を記載すること。  
4 融資名欄は、農林水産省の制度融資の場合は融資名の次に(制度)と、その他の場合は融資名の次に(その他)と、それぞれ記載すること。

6 添付資料 (変更があるもののみを添付すること)

- (1) 補助金の交付に関する規程等
- (2) 市町村以外の者が申請する場合は、申請者の定款・規約及び構成員名簿等
- (3) 取組主体からの消費税等仕入控除税額についての届出書の写し

文 書 番 号  
令和 年 月 日

群馬県〇〇農業事務所長 宛て  
(群馬県知事 宛て)

市町村長 氏 名

取組主体  
所在地  
団体名  
代表者職氏名

リース事業者  
所在地  
団体名  
代表者職氏名

令和 年度群馬県産地生産基盤パワーアップ事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、群馬県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱（令和2年3月6日付け蚕園第30339-2号）第10の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		令和〇年〇月〇日まで に完了したもの		令和〇年〇月〇日以降 に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式1号の別紙の3の(2)の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

群馬県〇〇農業事務所長 宛て  
（群馬県知事 宛て）

市町村長 氏 名

（ 取組主体  
所在地  
団体名  
代表者職氏名 ）

（ リース事業者  
所在地  
団体名  
代表者職氏名 ）

令和 年度群馬県産地生産基盤パワーアップ事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、別紙のとおり補助金の概算払を受けたいので、群馬県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱（令和2年3月6日付け蚕園第30339-2号）第11の規定に基づき請求します。

別記様式第5号（第11関係）別紙

1 請求額等

区分	交付決定額	既受領額		今回請求額		残額		事業完了 予定 年月日	備考
		金額	〇月〇日迄 予定出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の別紙の3の(2)の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

2 概算払を必要とする理由

3 振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	

(注) 1 「預金の種別」欄には、「普通」「当座」「貯蓄」「その他」のいずれかを記入すること。

2 「口座名義」欄は、カタカナで記載すること。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

群馬県〇〇農業事務所長 宛て  
（群馬県知事 宛て）

市町村長 氏 名

（ 取組主体  
所在地  
団体名  
代表者職氏名 ）

（ リース事業者  
所在地  
団体名  
代表者職氏名 ）

令和 年度群馬県産地生産基盤パワーアップ事業実績報告書

令和 年 月 日付け群馬県指令 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、別紙のとおり実施したので、群馬県産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付要綱（令和2年3月6日付け蚕園第30339-2号）第12の規定に基づき、その実績を報告します。

なお、併せて別紙のとおり補助金を請求します。

別記様式第6号（第12関係）別紙

1 請求額

補助金額	円
既受領額	円
今回請求額	円

2 事業の目的及び内容

令和 年 月 日付け蚕園第 号で承認があった産地パワーアップ計画のとおり

(注) 計画承認の事業内容から変更があるときは、「産地パワーアップ計画のとおり」を「産地パワーアップ計画の一部を別添のとおり変更し事業を実施しました」とすること。また、変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載した産地パワーアップ計画書及び関連資料を添付して提出すること。

3 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国費 県費 市町村費 その他	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 2 3	円	円	円	円	
合計					

(注) 間接補助事業者に対して間接補助金を交付した場合は、備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

#### 4 振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	

- (注) 1 「預金の種別」欄には、「普通」「当座」「貯蓄」「その他」のいずれかを記入すること。
- 2 「口座名義」欄は、カタカナで記載すること。

#### 5 添付資料

- (1) 財産管理台帳の写し（国の交付要綱の別記様式第9号）
- (2) 補助金調書の写し（国の交付要綱の別記様式第10号）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

群馬県〇〇農業事務所長 宛て  
（群馬県知事 宛て）

市町村長 氏 名

（ 取組主体  
所在地  
団体名  
代表者職氏名 ）

令和 年度産地生産基盤パワーアップ事業の消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、消費税等仕入控除税額が明らかとなりましたので、これを報告します。

記

1	令和 年 月 日付け 第 号による補助金の確定額	金	円
2	補助金額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）



- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料